

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

問 市保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013 URL <http://www.shigakouiki.jp/>

8月1日から被保険者証がびわ色(薄桃色)に変わります

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留で加入者全員にお届けします。有効期限は平成30年7月31日です。

現在お持ちの被保険者証(うぐいす色)は、8月1日以降は使えません。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

認定証も8月1日から新しくなります。8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると、食事代が減額され、医療にかかる窓口での支払いの上限が限度額までとなります。

●対象となる人

平成29年度の住民税が世帯全員非課税の人

●対象となる人で限度額認定証をお持ちでない人

被保険者証と印鑑を持って保険課(近江庁舎)または各庁舎窓口で申請してください。

交付年月日 平成29年8月1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成30年7月31日
被保険者番号	01234567
住所	天津市京町四丁目3番28号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
一部負担金の割合	
1割	
見本	
氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	1割
有効期限	平成30年7月31日

年金の請求手続き漏れは ありませんか

問 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が「25年」から「10年」に短縮されます。制度の開始日は8月1日です。

日本年金機構では、対象者に黄色の封筒を送付しています。

相談・請求手続きには予約が必要ですので、ねんきんダイヤル(☎ 0570-05-1165)で電話予約の上、お近くの年金事務所で手続きを行ってください。



福祉医療(乳幼児、小中学生以外) の更新の手続きをお忘れなく!

問 市保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

現在お持ちの福祉医療費受給券(乳幼児、小中学生以外)等は、8月1日から新しい受給券になります。引き続き医療費助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。対象となる可能性のある人には、更新申請書を6月中旬~下旬に送付していますのでご提出ください。申請書の提出後に所得審査等を行い、該当者には7月下旬に受給券を郵送します。

*申請書の提出がない場合、新しい受給券を受け取ることができません。

更新申請が必要な項目

- ・重度心身障がい者(児)
- ・ひとり暮らし高齢寡婦
- ・低所得老人
- ・重度精神障がい者(児)
- ・母子家庭
- ・重度心身障がい老人
- ・父子家庭
- ・重度精神障がい老人
- ・ひとり暮らし寡婦
- ・心身障がい者医療費助成
- ・精神障がい者入院医療費助成

医療制度が改正されました！

問 市 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

平成29年4月から

後期高齢者医療保険料の軽減率が変わりました(75歳以上の人)

- ①所得が低い人の所得割の特例的な軽減が、5割から2割に変わりました。
 - ②元被扶養者で、特定の要件に該当する人の均等割の特例的な軽減が、9割から7割に変わりました。
- ※詳しくは7月に郵送する医療保険料額決定通知に同封のちらしをご確認ください。

平成29年8月から

高額療養費の上限額が変わります(70歳以上の人)

*国民健康保険・後期高齢者医療制度

※住民税非課税世帯の変更はありません。

平成29年7月まで

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>(※2)
一般	課税所得 145万円未満(※1)	12,000円	44,400円

平成29年8月から

	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>(※2)
	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 <多数回44,400円>(※2)

※1世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けた場合の、4回目以降の限度額です。(多数回該当)

シルバー・ドライバーズ教習に ご参加ください

運転に必要な身体機能や運転能力を教習所で診断できます。

受講料無料

日 時 7月5日(水)・
9月27日(水)・11月18日(土)

9時10分～3時間程度

場 所 彦根自動車学校(彦根市岡町180)

対 象 65歳以上の高齢ドライバー

申 込 彦根自動車学校(☎0749-22-4654)へ
事前申込が必要です。

※運転免許更新時の「高齢者講習」が免除されるものではありません。

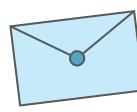
※家族の見学可

問 滋賀県警察本部 交通企画課

☎077-522-1231(受付:平日8時30分～17時)

後期高齢者医療保険料の額を お知らせします

問 市 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730



平成29年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を、7月中旬に郵送します。

平成29年度の保険料は、平成28年中の所得に基づき計算します。

保険料の支払い方法をご確認ください

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されれば、その金額が年金から天引きされます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

安心して医療を受けるために

湖北地域の医師を増やす取り組みが行われています

問 市健康づくり課(山東庁舎) ☎ 55-8105 FAX 55-2406

湖北地域の医師不足の現状や人材確保の取り組みについて、市立長浜病院院長の神田雄史先生にお話を伺いました。

新医師臨床研修制度で大学からの研修医が減少

地方の病院は勤務医を集めることに苦労しています。最近は、医師の希望が尊重され、地方の病院への赴任は敬遠されるようになりました。

2004年から始まった新医師臨床研修制度が地方の勤務医不足に拍車をかけたようです。以前は、大学医学部の教授の指示で若い医師が地方の病院に赴任していました。しかし、この制度で、研修医は出身大学の枠にとらわれず、卒業大学を離れて自由に研修する病院を選べるようになり、大学の研修医が減少し、大学の医師派遣機能が弱まりました。人員に余裕のない大学は地方への医師派遣を中止するどころか、地方の勤

務医を大学に呼び戻すようになりました。湖北地域では一部の診療科で常勤の専門医が不在となりました。



市立長浜病院
院長
神田雄史先生

医師を増やすための取り組み

湖北地域での医師を増やすためにさまざまな取り組みが進められています。県では県内の医学生を増やそうと、滋賀医科大学に地域枠を設けています。

また、滋賀県病院協会では、近隣の大学の医学生と全国に散らばった滋賀県出身の医学生に案内を送り、毎年「滋賀県地域医療フォーラム」を

開催しています。

湖北医師会では、中学生・高校生を対象に「医師体験ワークショップ」を開催するなど、生徒が医療に関心を持つ取り組みを行っています。

次回は、湖北地域に医師が定着できる環境づくりについて、長浜日赤病院の院長と一緒に考えます。

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

問 市保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730
日本年金機構彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1114

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、口座振替やクレジットカードによる納付もあります。市保険課または各庁舎窓口、彦根年金事務所で手続きをしてください。

未納状態が続くと、強制徴収の手続きにより督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく納付義務者※の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者…被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主



国民年金保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市保険課または各庁舎窓口、彦根年金事務所で手続きをしてください。

平成29年度の免除は平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として日本年金機構が審査します。また、申請書を提出した日から2年1か月前までの期間は、さかのぼって申請対象期間とすることができます。

米原市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会を開催します

問 市選挙管理委員会事務局(米原庁舎 総務課内) ☎52-1552 FAX 52-4447

平成29年10月22日(日)執行予定の米原市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。立候補予定者や関係者は出席ください。

日 時 **8月29日(火) 13時30分～**

場 所 **米原公民館 2階 2AB研修室(下多良三丁目3番地)**



選挙事務所設置のための事前手続き

米原市議会議員一般選挙の立候補予定者で選挙事務所の設置を考えている人は、次のとおり建築基準法、都市計画法、景観法、屋外広告物法、農地法に関する手続きが必要な場合があります。手続きに一定期間を要するものがありますので、次の担当課等で早めの確認および手続きをお願いします。

- 選挙事務所がプレハブなどでも建築基準法による建築確認申請が必要です。
- 設置場所が市街化調整区域の場合は、都市計画法の手続きも必要です。
- 景観重要区域で建築物等を新設等する場合は、着手する30日前までに景観法の届出が必要です。
- 農地の場合は、農地法の手続きが必要です。

問い合わせ先		
建築基準法	県湖東土木事務所 管理調整課	☎0749-27-2250
都市計画法	市都市計画課(近江庁舎)	☎52-6926
景観法		
屋外広告物法		
農地法	市農業委員会(伊吹庁舎)	☎58-2226

※農地法による手続きは、農業委員会の開催日程が決まっているため、7月31日(月)までに市農業委員会にご相談ください。

明るい選挙推進サポーターを募集します

選挙管理委員会では、市民、特に若者世代のみなさんが政治や選挙への関心を高め、身近なものに感じてもらうための啓発活動を一緒に行う「米原市明るい選挙推進サポーター」を募集しています。選挙に関する啓発活動や選挙事務に興味のある人は、ぜひご応募ください。

主な活動内容

- ・出前講座など選挙啓発の企画および実施
- ・選挙の際の街頭啓発への参加や周知活動
- ・選挙の際に期日前投票の立会人として従事
(報酬支払有)
- ・選挙の際に選挙管理委員会が行う事務の補助
(手当支給有)

応募方法(随時受付)

電話、はがき、ファックス、メールなどにより、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業(学生の場合は学校名)を市選挙管理委員会事務局へお伝えください。



応募資格

- ・選挙に関する啓発活動に意欲的に取り組む意思のある18歳以上の人
- ・特定の候補者や政党、その他政治団体などに関係のない人

問 申 〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地
市選挙管理委員会事務局
(米原庁舎 総務課内)
☎52-1552 FAX 52-4447
✉ soumu@city.maibara.lg.jp

公の施設の指定管理者を募集します

次の施設の事業運営や施設管理にあたっていただく指定管理者を募集します。

対象施設 双葉総合体育館・双葉公園(米原市顔戸地先)

指定管理予定期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日(5年間)

応募期間 7月24日(月)～8月25日(金)

選定委員会 9月開催(申請書類、プレゼンテーション、選定委員会によるヒアリングにより選定)

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、生涯学習課または都市計画課へ提出してください。

※公募要項は7月24日(月)から下記で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



お問い合わせ・応募先

- ・双葉総合体育館に関すること
市教委 生涯学習課(ルッチプラザ内) ☎ 55-8020 FAX 55-4556
- ・双葉公園に関すること
市 都市計画課(近江庁舎) ☎ 52-6926 FAX 52-8790

公の施設の指定管理者候補者選定委員を募集します

平成30年4月以降の指定管理者の候補者を選定いただく公募委員を募集します。

募集部門 経済環境部門

募集人数 2人(応募者多数の場合は選考)

任 期 2年

応募資格 満20歳以上(平成29年9月1日現在)で、
市内在住、在勤または在学の人
※市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

応募期間 7月14日(金)～8月10日(木)

応募方法 応募用紙を商工観光課へ提出してください。

※公募要項および応募用紙は商工観光課で配布するほか、
市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



お問い合わせ・応募先

市 商工観光課(伊吹庁舎)
☎ 58-2227 FAX 58-1197

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請をお忘れなく! 申請期限 8月31日(木)

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎ 55-8102 FAX 55-8130

支給対象となる可能性のある人には、申請書を送付しています。
申請手続きがお済みでない人は、期限内に申請してください。

支給額 支給対象者1人につき15,000円

提出先 社会福祉課(山東庁舎)、各庁舎窓口、
各行政サービスセンター



臨時福祉給付金
キャラクター「カクニンジヤ」

ルッチプラザからのお知らせ

第34回りれーピアノ発表会

ピアノを始めてまだ日が浅い人や、楽しんで弾きたい人のための「ファーストステージ」と、さらに技術を磨きたい人や、長めの曲を演奏したい人のための「ステップアップステージ」の2部制です。事前申込をした人が、憧れのピアノ「スタインウェイ」をステージで演奏します。(入場無料)



出場申込受付中！
7月2日(日)締切

日 時 8月6日(日)

ファーストステージ 10時開演

ステップアップステージ 14時開演

場 所 ルッチプラザ ベルホール310

消費生活相談コーナー

平成28年度消費相談件数は前年度より減少しました

平成27年度 165件

平成28年度 157件

-8件



架空請求メールにご注意ください

消費生活相談窓口に多く寄せられている相談が、スマートフォン等に届く未納料金請求メールに関することです。

「有料動画サイトの料金が未納である、連絡がなければ裁判手続きに入る」など不安をあおる内容のメールは架空請求メールと思われます。不特定多数の人に送られたものですので、料金の支払いや連絡をする必要はありません。

連絡してしまった場合…

もしも慌てて連絡してしまった場合、電話番号を知られている可能性があるので、かかってくる電話には十分注意しましょう。

「おかしいな」と思ったら
一人で悩まず、
まずは消費生活相談窓口へ
ご相談ください。

市 消費生活相談窓口（米原市庁舎）
相談専用 ☎ 52-8088
〔受付〕平日9時30分～16時

〒521-0242 米原市長岡1050番地1
問・申 ルッチプラザ ☎ 55-4550 FAX 55-4556

ホールサポーター企画 アンサンブル・ネットのドキドキ・わくわく音楽会 ～台所狂騒曲コンサート～

しゃもじやフライパンを使った音楽会です。0歳から入場できますので、ご家族そろってお越しください。

日 時 10月7日(土) 14時開演
(13時30分開場)

場 所 ルッチプラザ ベルホール310

料 金 中学生以上 800円、友の会700円

※小学生以下入場無料(要整理券)

発売日 友の会先行予約 7月5日(水) 10時～

一般発売日 7月6日(木) 10時～

発売場所 ルッチプラザ、県立文化産業交流会館、ひこね市文化プラザ、(株)平和堂くらしのセンター(ビバシティ平和堂、アルプラザ長浜)



【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

安全
第一!

夏のレジャーを楽しむためのルールを忘れずに！

夏季に入り本格的なレジャーシーズンを迎えます。

水遊びや船舶操船を行うときは、ルールやマナーを守って楽しいレジャーにしましょう。

琵琶湖や河川で泳ぐとき

- 準備運動はしっかりと
- 子どもから目を離さない
- 遊泳区域を守り「危険箇所」の看板がある場所で泳がない

船舶を操船するとき

- 出航前の点検を忘れずに
- 航行計画を家族や知人に伝える
- ライフジャケットは必ず着用する
- 悪天候時は出航しない



昨年も県内では、遊泳中等の死亡事故や船舶事故が多発しました。一人ひとりが安全を心掛けて、水難・船舶事故を防止しましょう。



*平成29年市内交通事故数(5月末時点)

件数 58件(+5件)、死者 0人(-3人)

傷者 74人(±0人)

※カッコ内は前年比